



総務省

資料 1

# 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度及び 技適マーク等の表示について

令和8年3月19日

総務省総合通信基盤局電波部

# **1. 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度 について**

# はじめに（電波利用について）

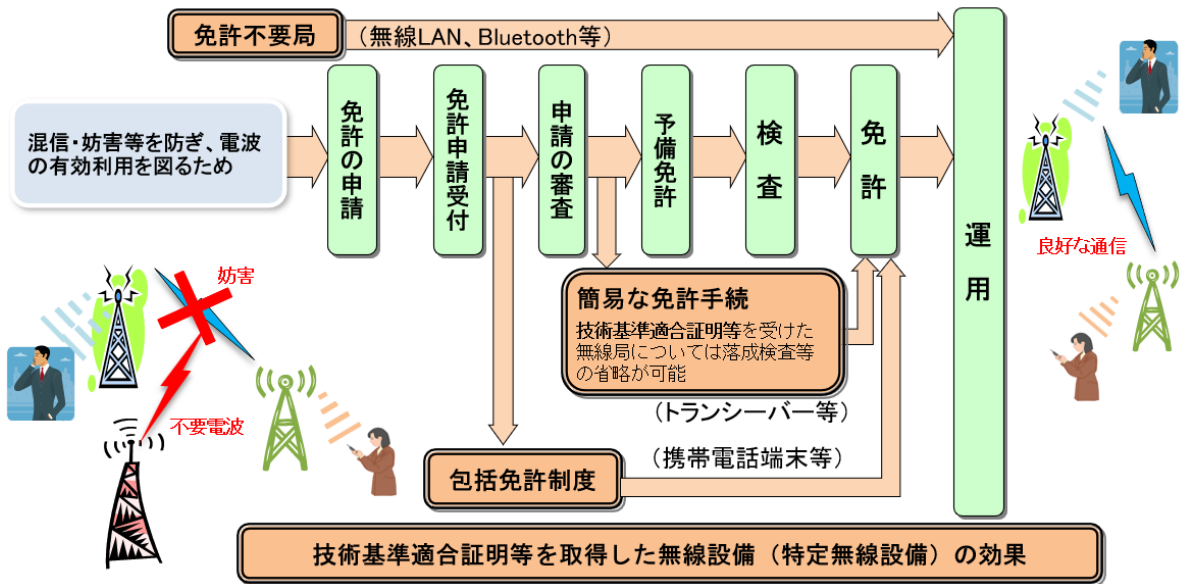
## 電波利用における原則

- 電波は有限希少な資源であり、その公平かつ能率的な利用の確保が求められることから、世界的に免許制度の対象。
- ITU憲章（ITU：国際電気通信連合、国連機関）においても、無線局は無線通信に有害な混信を生じさせないように設置し、及び運用しなければならないことが原則とされており、ITU-R（無線通信部門）が定めるRR（Radio Regulations）に基づき、各国は各無線業務の周波数割当てや技術基準を定めている。
- 我が国においても、無線局の開設には原則、総務大臣の免許を必要とし、その周波数割当てや技術基準を定めている（電波法等）。

## 基準認証制度の効果

- 無線通信技術の進展や、国際的な動向を踏まえ、無線局の利用者の利便増進のため、免許手続の簡素化・合理化を図ってきており、技術基準適合証明等の基準認証制度もその一環。
- 技術基準適合証明等の基準認証を取得した無線設備（「技適マーク」の表示が付される）のみを用いる無線局については、免許不要、手続の簡略化、包括免許制度の適用といった、免許手続の特例の対象となる。

⇒ 「180日ルール」は、実験等の場合について技適マークなしでの無線局使用を認める、更なる特例



# 特例制度（180日ルール）の概要

## 特例制度（180日ルール）の概要

- 我が国の経済活性化や国際競争力強化を図るには、新たな技術やアイデア等を取り入れ、革新的な新製品やサービスを開発することが重要である。そのことを踏まえ、実験等に用いる無線設備が適合表示無線設備でない場合においても、当該無線設備が**電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす（＝免許不要の無線局に該当し得る）場合、総務大臣に届出**を行い、その上で、**届出の日から180日以内**に限って、国内において使用可能としたもの。（平成30年度の規制改革提案を受け令和元年5月より導入）
- 届出内容等について：氏名・住所等の連絡先／実験等の目的／無線設備の規格／設置場所／運用開始予定日／相当基準適合の確認方法等をWeb届出システムにて届出。
- 法人・個人のいずれも届出可能、手数料なし。同じ規格・目的での単純再延長は不可（異なる規格・目的であれば別途届出可能）。
- 同規格の機器であれば、一つの届出で複数台の機器の届出が可能（無線局の適切な監理の観点から、その都度かつ、各無線局を把握できる形での届出を求めている）。

## 対象設備

周波数帯		2.4GHz帯	5GHz帯	6GHz帯
使用可否	無線LAN	○	△ ※周波数帯や出力、利用場所等の制限あり	△ ※同左
	Bluetooth	○	—	
その他使用可能な設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定小電力無線局 テレメータ用（遠隔測定データ送信）、テレコントロール用（遠隔制御等）、データ伝送用（スマートメータ等）、移動体識別用（RFID：電子タグ等）、60GHz帯移動体検知センサー用（スマホのジェスチャー制御等）、ミリ波レーダー用（車載レーダー等）</li> <li>● 60GHz帯小電力データ通信システム（Wi-Gig、ゲームコントローラー等）</li> <li>● デジタルコードレス電話</li> <li>● 5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局</li> </ul>		

# 特例制度（180日ルール）の基本的考え方

## 特例制度（180日ルール）の基本的考え方

- 特例期間については、本制度の目的及び我が国の電波環境への影響を鑑み、技適未取得機器を用いた実験等は必要最小限の期間とする必要がある。このため、制度制定時に産業界のニーズや既存免許人の意見を聴取し、180日を上限とすることを電波法で規定したものである。

<参考> 制度導入時の意見募集の結果

- ・180日では不足とする意見はなし
- ・既存免許人側からは既存無線局に影響を与えないようにすることの要望等

実験試験局の場合、5年間実験可能で再免許申請も可

	書面 (円/局)	電子 (円/局)
申請手数料	7,080	3,750
検査手数料	2,550	2,450
合計	9,630	6,200

- 導入時に想定されていた利用ケースとしては、例えば、以下のとおりである。

- ・スマートフォンアプリの不具合対応：約1週間
- ・新製品開発の参考としての動作確認：約1週間～1ヶ月
- ・スマートフォンの次期OSへの対応のための試験：約3ヶ月

技適又は認証取得に要する期間と費用

<期間> 技適：7営業日以内

認証：15営業日以内

<費用> 2.4GHz帯無線LANの複数規格機の場合  
5台で345,100円

(認証機関によって異なる)

- 電波の適正利用の観点からは、長期の実験の場合、実験試験局免許又は技適を取得することが原則である一方、科学や技術の発達のための実験等の重要性を踏まえ、無線規格や日数を限定して特例を設けたもの。

⇒ 制度導入から一定の期間を経過したところ、今般の提案も踏まえ、本制度の運用や、制度のそのものの見直しについて検討の必要があると認識

## 届出件数の状況

令和元年から令和7年までの届出件数の状況は以下のとおり。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
85件	656件	973件	1,179件	1,681件	2,170件	1,833件

# 諸外国における認証未取得での電波発射について

- ・免許不要対象機器の電波発射において「**認証（我が国における技適）**」が必要なことは各国共通。  
（原則的に実験用として「**実験試験局免許**」が存在することも各国共通）
- ・「欧州や米国等の諸外国において実験等を目的とした場合には許可制・届出制を採っていない」という指摘について確認したところ、現段階では以下の表のとおり。

米国	<p>■ 以下を条件に、開発、展示会でのデモンストレーション等においては、認証未取得でも一定の技術要件を満たす場合、電波発射可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器に「認証未取得」などのラベルを貼り付ける必要がある。</li> <li>・試験終了後、機器を回収する必要がある。</li> </ul>
カナダ	<p>■ 開発、実験用においては、認証（ISEDマーク）未取得でも電波発射可能とされているが、開発ライセンス（実験試験局免許に相当）が必要な場合がある。</p>
英国	<p>■ 認証（CEマーク）未取得でも、技術要件を満たす場合、電波発射可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の技術要件内であれば、いかなる無線通信にも不当な干渉を引き起こさないこと等を条件に電波発射可能。</li> </ul>
ドイツ	<p>■ 免許不要とされる無線局であっても、認証（CEマーク）未取得では電波発射できない。電波発射には実験試験局免許等が必要。</p>
フランス	
豪州	<p>■ 開発、展示会でのデモンストレーション等においては認証（RCMマーク）未取得でも技術要件を満たす場合、電波発射可能。</p>
ニュージーランド	<p>■ 認証（RCM又はR-NZマーク）未取得では免許不要局は電波発射できない。電波発射には実験試験局免許等が必要。</p>

- ・一定の条件を付して認証未取得でも電波発射を認める、そのような特例がなく原則通り免許を必要とする等、国により異なっている。周波数割当てや地理的状況等が各国で異なっていることなどを踏まえたものと思料。
- ・認証未取得でも電波発射可能とする場合も、利用者側において技術要件を満たすこと、干渉を引き起こさないことを条件とすることは共通。
- ・制度全体における特例の位置付け等も把握する必要があると考えられるところ、今後、一層の詳細な確認を進めたい。

# 今後の対応について

## 現状認識

- ・届出件数を踏まえると、180日ルールについては活用が進んできており、その趣旨の理解も深まってきているものと認識（本提案以外にこれまで延長の要望は聞いていない）。
- ・御提案も踏まえ、本制度の見直しに係る社会的ニーズや国際的な動向等についてより正確に把握し、制度改善を行っていくことが望ましいと認識。

## 今後の対応

- ・**180日ルールを利用する企業に対し、本ルールに関する評価、180日を超えるケースの具体例、混信の可能性等について実態を把握するため、調査を行う。**
- ・**諸外国における制度の状況についても、参考とすべく深掘りを行う。**

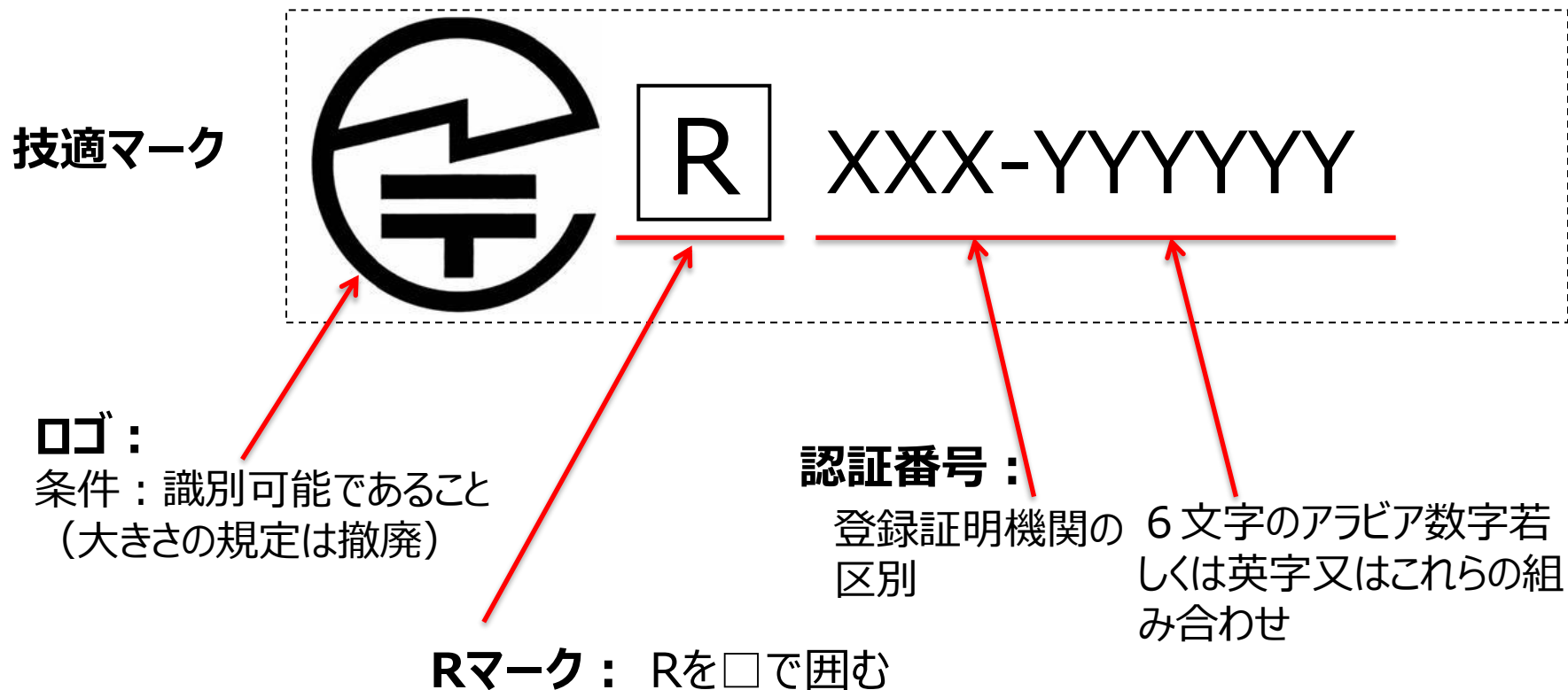
⇒ それらの結果を踏まえ制度改善に係る検討を進めたい。

なお、180日そのものの見直しについては法改正を要するため、制度の利便性向上の観点からは、運用面での対応についても取組を進めたい。

また、仮に見直すこととなった場合、既存免許人にも理解を得ることが必要となる場面も想定される  
ところ、提案者等には継続的な御協力をお願いしたい。

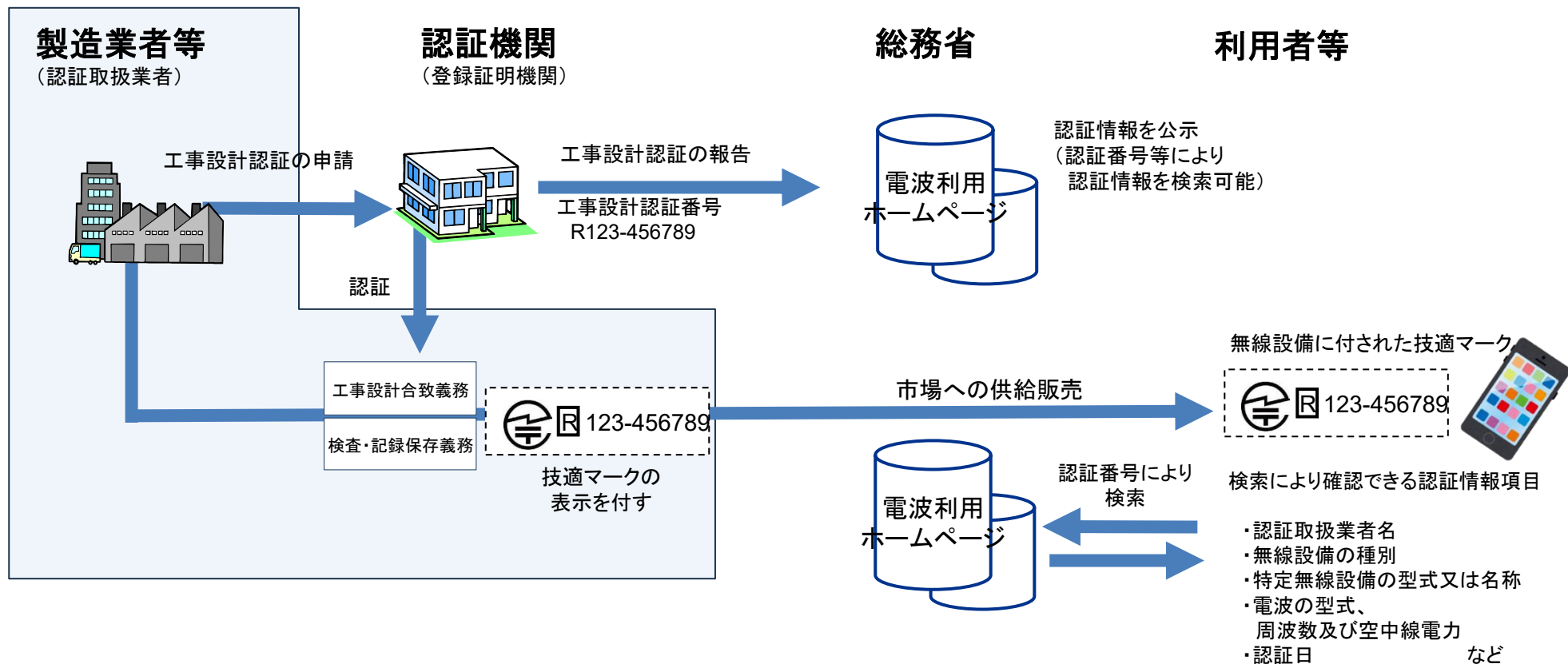
## **2. 技適マーク等の表示について**

- 技適マークには、認証番号が含まれ、原則、一つの認証工事設計に一つの認証番号が定められる。



# 工事設計認証の技適マークの表示

- 製造業者等は、認証を取得し適切に製造した無線設備に技適マークを表示することができる
- 総務省は、認証機関から報告された認証情報を電波利用ホームページにおいて公示
- 利用者等は、電波利用ホームページにおいて、技適マークの認証番号で検索し認証情報を確認可能



## 技適マークの表示により

- 認証等を受けたことの識別が可能
- 認証番号による検索で無線設備の仕様の確認が可能
- 認証番号による検索で認証を受けた者等の特定が可能

- 法的効果の発生
- 簡略化された免許手続等に活用
- 市場監視等の命令対象者等を特定

# 技適マークの表示の方法

## 1 技適マークの大きさ等

「表示を容易に識別することができるものであること」（直径 3 ミリメートル以上の規制は撤廃済み）

## 2 技適マークを表示する箇所

- ①無線設備に直接表示  
(証明規則第20条第1項第1号)



- ②本体のディスプレイによる表示  
(証明規則第20条第1項第2号)



- ③外部ディスプレイによる表示  
(証明規則第20条第1項第3号)



無線設備に直接表示の具体的な方法（証明規則第20条第1項第1号）

- 無線設備の見やすい箇所
- 体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である無線設備にあつては、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所

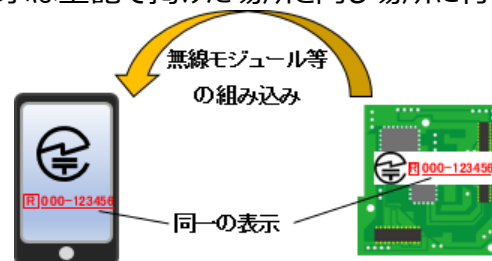
### 電波利用ホームページ FAQ

問：証明ラベルを「取扱説明書及び包装又は容器」への表示が認められるのはどのような場合でしょうか？

回答：体内埋め込み装置や耳内イヤホンなどあまりにも小さいものなどが対象です。車両などに組み込んで見えなくなる場合など使用時に見えなくても本体に表示可能な場合は原則本体に表示は必要です。このような場合には組み込んだ人が本体の表示を確認した上で同じ表示を外側に付すことは認められています。なお、「取扱説明書及び包装又は容器」への表示とする場合は、取扱説明書への表示だけでなく包装又は容器の見やすい場所への表示も（「取扱説明書」と「包装又は容器の見やすい場所」の両方に表示が）必要です。

## 3 適合表示無線設備を組み込んだ製品への技適マークの表示

技適マークの表示が付された機器（適合表示無線設備）を組み込んだ製品を取り扱う者は、その表示と同一の表示を当該製品に対して付すことができる。このとき、表示は上記で掲げた場所と同じ場所に付すことができる。



## 無線設備の認証表示の主な改正履歴

- 無線設備の多様化や小型化、製造形態や技術革新といった変化に対し、製造者等のニーズを把握し、認証表示の改正を適時実施

### (平成22年(2010年))

#### ■ 電子ラベル導入

- ・ 携帯電話等の小型化、多機能化、複合化が急激に進み、**技適マークのちよう付場所の不足に対応するため**、機器本体のディスプレイに表示することを可能とする制度改正を実施

### (平成26年(2014年))

#### ■ 無線設備の組込製品への表示

- ・ **無線設備のモジュール化やチップ化の進展に伴う、無線設備を組み込んだ製品について利用者が認証情報を確認するための手段を確保するため**、最終製品において技適マークを表示することを可能とする制度改正及びサイズ規制を5mmから3mmへの制度改正を実施

### (平成31年(2019年))

#### ■ 表示サイズの制限緩和 及び 外部ディスプレイの表示

**IoTデバイスの小型化・高集積化によりモジュール等への3mmの表記が困難な状況への対応**とともに、技適マークのつけやすさに加え**利用者による認識のしやすさを確保するため**、以下制度改正を実施

- ・ 従来の「直径3mm以上」のサイズ規定について「容易に識別できる大きさ」に改正
- ・ 機器本体にディスプレイがなくても、接続された外部ディスプレイに表示することを可能

### (令和7年7月より)

#### ■ ソフトウェアアップデートによる無線機能変更の表示の対応

- ・ ソフトウェアアップデートにより無線機能を変更する技術の普及による、**製品流通後の物理的な技適マーク表示の貼り替えの負担の解消のため**、制度整備中。情報通信審議会 電波有効利用委員会において審議。

# 無線設備の認証表示の諸外国比較

○ 表示の法的効力等が各国制度により異なることから単純な一致は困難なものの、表示の場所や代替表示の方法を含め、制度整備に当たっては諸外国の動向を踏まえ実施

項目	日本(電波法技適マーク)	米国(FCC ID) 意図的放射器・免許局用無線設備の場合	欧州(CEマーキング) 無線機器の場合
認証制度・表示の法的効力	目的: 国内の電波干渉防止・電波の能率的利用 効力: 免許手続の簡略化が可能	目的: 国内の電波干渉防止・電波の能率的利用 効力: 販売・輸入の前提、 免許不要の前提(意図的放射器)、 免許人が適法に運用するための前提(免許が必要な無線設備)	目的: 安全・電波・環境の確保 効力: 販売・輸入の前提
認証表示のために必要な手続	①認証取得 又は ②自己確認(届出)	①認証取得	①自己適合宣言
表示の内容	①技適マーク(技適ロゴ+R+認証番号)  	①FCC ID [FCC文字列+認証番号] (認証番号: 認証取得者コード+製品の識別コード) ②コンプライアンス・ステートメント (コンプライアンス・ステートメントを機器本体から外す場合でも、FCC IDだけは可能な限り本体に表示)  	①CEマーク(CEロゴ) ②第三者適合性評価機関の識別番号(該当する場合)(CEロゴの直後に記載) ③製品の識別番号 ④「製造者」及び「輸入者」(該当する場合)の名称及び連絡先住所  
表示の場所	以下のいずれかの方法 ①本体に直接表示 ②本体ディスプレイによる表示 ③外部ディスプレイによる表示	以下のいずれかの方法 ①本体に直接表示 ②本体ディスプレイによる表示 ③外部ディスプレイによる表示	本体及び包装の両方に表示 ※ ディスプレイ表示は追加的方法
本体に直接表示ではなく代替表示を認めるケース	「表示を付すことが困難又は不合理である場合」 (例として、体内埋め込み装置など不合理である場合や耳内イヤホンなどあまりにも小さい場合。なお、技適ロゴの大きさについての規制は撤廃済み)	「機器が小さすぎ、FCC IDを4pt(高さ約1.41mm)以上で表示することが実務上不可能な場合」	「無線設備の性質上、本体への表示が不可能又は保証されない場合」 (例として、製品が非常に小さく、原則高さ5mm以上を維持しながら識別番号を併記するスペースがない場合や合理的な技術的条件または経済的条件の下では不可能な場合。単に美観上の理由は不可。)
代替表示の方法	[取扱説明書 及び [包装 又は 容器]] ※ ディスプレイ表示の選択を妨げない	①ディスプレイ表示(本体 又は 包装に FCC IDとコンプライアンス・ステートメントの表示は必要) ②[取扱説明書 及び [包装 又は 取り外し可能ラベル]](①が困難な場合)	[包装 又は 同梱文書] (「製品の識別番号」、「製造者」及び「輸入者」の名称及び連絡先住所のみ) ※ CEロゴは本体への表示ができない場合でも包装への表示が必要)

- 情通審電波有効利用委員会「無線設備の認証の在り方検討作業班」（第4回：令和7年11月25日）において無線設備の認証の表示方法の在り方について検討
- それぞれの立場からの意見を聴取

対象者	意見
メーカー	<p>○グローバル展開する無線製品には他の法律に基づくマークや外国法に基づくマーク等を表示する必要があり、<b>技適マークを表示するためのスペースの確保が困難なケースが発生</b>。このようなケースについて、現行、代替の表示が許容されない。</p> <p>○製品本体への表示が困難又は不合理な場合は現行制度において「<b>取扱説明書及び包装又は容器</b>」への技適マークの表示方法は認められているものの、<b>製品の実態として包装も容器も存在しないため、代替表示を許容されても対応できない。</b></p>
利用者	<p>○適切に技適マークが確認できないケースは、一般消費者を含めた無線設備の<b>利用者が電波法違反となる可能性</b>。</p> <p>○技適マークが確認できないことを理由に製品の下取りに出した際に買い取りを断られるといった<b>一般消費者における不利益の発生</b>。</p> <p>○技適マークの一部として記載されるはずの認証番号が確認できず、電波利用ポータルを活用した周波数等の情報を入手できないことから<b>施設の電波管理ができないことが発生</b>（医療関係者）。</p>
総務省	<p>○市場監視等において技適マークが確認できない事案により行政コスト増の発生</p>

技適マークの表示方法について、利用者等と製品メーカーの意見が両立する新たな規律が求められている。関係者の意見等を踏まえ、今後、機器本体へ直接表示しなくてもよい要件及びその場合の表示方法について検討し、結果が得られ次第、速やかに制度改正を実施。

別紙

# 高周波利用設備制度について

- 高周波利用設備は、10kHz以上の高周波電流を利用する設備。
- 電波を空間に発射することを目的とするものではないが、電波が漏洩し、他の無線局に妨害を与えるおそれ。この妨害を防ぐため、原則として、設置者の申請に基づく個別設置許可が必要。
- 製造業者等が申請し、型式の指定がされ、又は届け出て型式の確認が行われた一定の設備については、個別の許可は不要。

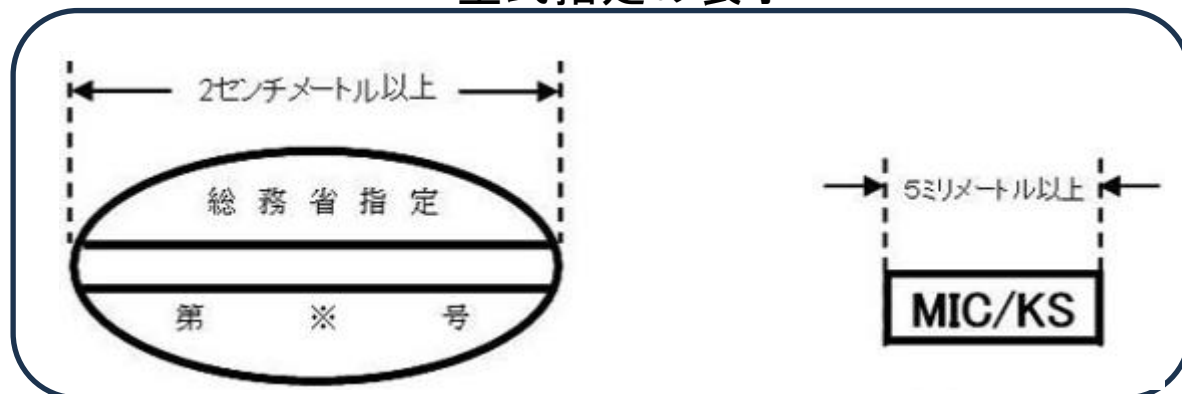
設備の例としては、電子レンジ、IH調理器、超音波洗浄機、MRI、ICカードリーダー等

## 型式指定制度

設備の製造者等が型式指定を受けるためには、設備が放射する電波強度を測定し許容値を満たすことを確認した上で、総合通信局に申請を行う必要がある。

13.56MHzを用いるICカードリーダーは型式指定の対象であり、誘導式読み書き通信設備として平成14年に追加された。

## 型式指定の表示



## 改正前

## 第四十六条の四

指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法
- 二 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

## 改正後

## 第四十六条の四

指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法
- 二 前号の方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法
- 三 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法